

武蔵野短期大学附属保育園 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次の通りです。

1 事業者の運営主体

| | |
|--------------|-------------------------------------|
| 事業者の名称 | 学校法人武蔵野学院 |
| 事業者の所在地 | 東京都北区西ヶ原4-56-20 |
| 事業者の電話番号・FAX | 電話 03-3910-0151 Fax 03-3190-7012 |
| 代表者氏名 | 高橋 暢 雄 |
| 定款の目的に定めた事業 | |

2 事業の概要

| | | | |
|-----------------|-------------------|-----|-----|
| 種 別 | 小規模保育事業A型 | | |
| 名 称 | 武蔵野短期大学附属保育園 | | |
| 所 在 地 | 埼玉県狭山市上広瀬1110 | | |
| 電 話 番 号 ・ F A X | 電話番号 04-2954-2521 | | |
| | Fax 04-2954-2543 | | |
| 責 任 者 氏 名 | 酒井 幸子 | | |
| 開 設 年 月 日 | 平成30年 4月 1日 | | |
| 利用定員（年齢別） | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 |
| | 6人 | 6人 | 6人 |
| 取 扱 う 保 育 事 業 | | | |
| 事 業 者 番 号 | | | |

3 施設・設備の概要

| | | | | |
|------------|----------------------------------|---|----------------------|----------------------|
| 敷地面積 | | 9.425 m ² | | |
| 園舎 | 構造 | 鉄筋コンクリート造2階建て 延床面積 204.93 m ² | | |
| | 延床面積 | 204.93 m ² | | |
| | 乳児室 | 室 | m ² | |
| | ほふく室 | 室 | m ² | |
| | 保育室 | 2室 | 0歳児 | 48.93 m ² |
| | | | 1・2歳児 | 53.90 m ² |
| | 遊戯室 | 室 | m ² | |
| | 調理室 | 1室 | 52.56 m ² | |
| | 調乳室 | 1室 | 保育室内 | |
| | 幼児用トイレ | 3室 | m ² | |
| | 医務室 | 室 | m ² | |
| | 事務室 | 1室 | 保育室内 | |
| | 休憩室 | 1室 | 12.0 m ² | |
| 沐浴室 | 1室 | 便所 (49.54 m ²) に設置 | | |
| 設備の種類 | 冷暖房等 | | | |
| 園外遊技場 (園庭) | 屋外遊戯場 2.177 m ² (代替場所 | | 公園) | |

事業実施場所 平面図 (別紙)

4 事業の目的、運営方針

| | |
|---------|--|
| 目 的 | 児童福祉法第 39 条保育所の目的に則って実施する。 また、子どもの最善の利益を図り、合わせて保護者支援を行なうことを目的とする。 |
| 運 営 方 針 | <ul style="list-style-type: none"> ・「元気な子」「明るく素直な子」「友達大好きな子」「興味・関心のある子」を保育目標に掲げ、子供の成長、発達に合わせ養護と教育の両面から実施を図る。 ・運営にあたっては、連携施設としての武蔵野短期大学附属幼稚園との積極的な連携・交流を図る。 |

5 職員体制

| | |
|-----------|-----------------------|
| 責 任 者 | 1 人 (資格：保育士) |
| 保 育 士 | 9 人 (常勤： 6 人、非常勤 3 人) |
| 調 理 員 | 3 人 (常勤： 人、非常勤 3 人) |
| 管 理 栄 養 士 | 0 人 (常勤： 人、非常勤 人) |
| 事 務 員 | 1 人 (常勤： 人、非常勤 1 人) |
| | 人 (常勤： 人、非常勤 人) |
| | 人 (常勤： 人、非常勤 人) |

6 保育・教育を提供する日

| | |
|-------|--|
| 開 園 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・月曜日から土曜日までとする ・国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除く |
| 休 園 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日 ・園長が指定した日 |

7 保育・教育を提供する時間

(1) 開園時間

| | |
|----------|--------------------|
| 月曜日から金曜日 | 午前7時30分から午後6時30分まで |
| 土曜日 | 午前7時30分から午後6時30分まで |

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

| | |
|---------------------|--------------------|
| 月曜日から金曜日の保育時間（11時間） | 午前7時30分から午後6時30分まで |
| 土曜日の保育時間（11時間） | 午前7時30分から午後6時30分まで |
| 延長保育時間 | |

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

| | |
|--------------------|--|
| 月曜日から金曜日の保育時間（8時間） | 午前8時30分から午後4時30分まで |
| 土曜日の保育時間（8時間） | 午前8時30分から午後4時30分まで |
| 延長保育時間 | 朝：午前7時30分から午前8時30分まで 夕：午後4時30分から午後6時30分まで |

8 利用料金

| | |
|-------------|---------------------------|
| 利用料（利用者負担） | 保護者が移住する市町村が定める利用料 |
| 延長保育料 | 短時間保育認定者が延長した場合、30分毎300円 |
| その他別表に定める料金 | 行事等の費用は、事前に保護者に知らせ、その都度実費 |

9 支払方法

| | |
|-------------------------------|------|
| 口座振替払（利用料） | 毎月月末 |
| 現金払い（延長保育料、行事費、布団乾燥代、災害共済掛金等） | |

10 提供する保育・教育の方針

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づく全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

<毎日の保育・教育の流れ>

例：1,2歳児

| 時間 | 1, 2歳児 |
|-------|-------------------------------------|
| 7:30 | 保育標準時間（11時間）開始 順次登園 |
| 8:30 | 保育短時間（8時間）開始 順次登園 |
| 9:00 | クラス別活動 午前おやつ |
| 9:30 | 外遊び・自由遊び 散歩・製作など |
| 11:00 | 食事 (年齢によって前後します) |
| 12:00 | お昼寝 (年齢によって前後します) 目覚め 自由遊び |
| 15:00 | おやつ 自由遊び |
| 16:30 | 保育短時間終了 合同保育 |
| 18:30 | 保育標準時間終了 閉園 |

お散歩のコース

屋外遊戯場（園庭）以外に、園舎となりにある学院保有のグラウンドや公園などを散歩で利用します。

<保育計画（年間）>

| ク | ラ | ス | 保 育 計 画 |
|---|---|---|---|
| 0 | 歳 | 児 | 一人ひとりの欲求を満たし、情緒の安定した生活を基盤に、全身運動・微細運動と共に離乳、歩行、言葉の発達などを支えていく。 |
| 1 | 歳 | 児 | 保育者との信頼関係を基盤に周囲への興味や関心、豊かな感性や表現力を育み、保育者や友達などに関わりながら幸福感を持って過ごすようにする。 |
| 2 | 歳 | 児 | 一人ひとりの発達や成長に合わせて、清潔で安全な環境の下で園生活が過ごせるようにし、保護者や友達と様々な経験をする中で、自分の思いを言葉や行動で表現していくようにする。 |
| そ | の | 他 | 自然豊かな園庭・園舎内に附属幼稚園のある環境等、良好な教育・保育環境を積極的に活用する |

<クラス編成>

| 年 | 齢 | ク | ラ | ス | 名 |
|---|---|---|-----|---|---|
| 0 | 歳 | 児 | いちご | | |
| 1 | 歳 | 児 | もも | | |
| 2 | 歳 | 児 | ぶどう | | |

11 給食等について

| | 提供内容 | | | |
|-----|-------------|----|----|-------------|
| | おやつ (午前) | 給食 | | おやつ (午後) |
| | | 主食 | 副菜 | |
| 0歳児 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 1歳児 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2歳児 | ○ | ○ | ○ | ○ |

<給食の提供にあたって>

- ・ 自園調理
- ・ 献立の提供

- ・ アレルギー調査票等の書類提出,主治医による指示書の提出
- ・ 主治医の指示書に沿った除去食の提供
- ・ 個別のトレイや食器を使用

12 保護者に用意していただくもの

(1) 入園時にご用意いただくもの

※別紙のしおり参照

(2) 毎日持参いただくもの

※別紙のしおり参照

(3) 服装について

※別紙のしおり参照

(4) その他ご用意いただくもの

※別紙のしおり参照

13 登園・降園について

(1) 登園にあたっては、次の点に留意してください。

- ・ 9時までには登園してください
- ・ 欠席や遅れる場合も、9時までには連絡してください
- ・ 通用門のインターホンで「保育園の〇〇です」と氏名を教えてください
- ・ 通用門のドアは必ず閉めてください

(2) 降園にあたっては、次の点に留意してください。

- ・お迎えの時間は、守ってください
- ・お迎えの人や時間が変わる時は、事前に連絡をしてください
- ・登録以外の方のお迎えや事前に変更の連絡がない場合には、保護者の方に確認の電話をすることがあります

14 保育園と保護者との連携について

- ・保育は保護者とともに子供を育てる営みです。子供の24時間の生活を視野に入れ、園と家庭との連携を密にして保育を行いたいと思います。
- ・次のようなものを活用しながら連携を図ります。
(連絡帳、園だより、クラスだより、掲示板等)

※心配なこと、分からないことはいつでも職員にお尋ねください。

15 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施します。

| | | |
|------|-----|-----|
| 内科健診 | 全園児 | 年2回 |
| 歯科健診 | 全園児 | 年1回 |

(2) 健康管理、病気のときの対応

<健康管理>

- ・登園時に健康観察をすると共に、保護者から家庭での様子をお聞きします。
- ・体温測定（登園時、お昼寝のあと、様子が違う時など）を実施します。

<病気の時の対応>

・発熱の対応

37.5℃を目安に保護者に連絡をします。

子供を安静にさせて観察し、必要があれば体を冷やすなどの処置をします。

・登園許可書発行について

感染症に罹ったあと、登園する際には病気の種類により医師署名の「登園許可証明書」を提出していただきます（別紙のしおり参照）

・薬はお預かりできません（別紙のしおり参照）

16 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を適切に実施します。

・園での予防対策（登降園時の手洗い）

・早期に受診し休養することの啓発

・咳エチケット

・感染症情報の掲示…発生した場合は掲示板等で速やかに情報提供

・園だより、保健だより等で通知

17 障害児保育について

・保護者、園との連携・協力のもとで子供の障害への理解・成長・発達に必要な対応に努めます。

・医療機関、保健センター、通園施設等機関との連携を図ります。

18 医療的ケアが必要な児童の保育について

| |
|--|
| |
|--|

19 嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

| | |
|---------|----------------|
| 医療機関の名称 | 森田クリニック |
| 医師名 | 森田 美愛 |
| 所在地 | 埼玉県狭山市狭山台1-8-1 |
| 電話番号 | 04-2959-3111 |

20 嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

| | |
|---------|----------------|
| 医療機関の名称 | 喜光歯科医院 |
| 医師名 | 山崎 藍 |
| 所在地 | 埼玉県狭山市北入曽793-2 |
| 電話番号 | 04-2950-6077 |

21 地域の避難場所等

保育所近隣の避難場所は次のとおりです。

| | |
|---------|---------|
| 第1次避難場所 | 園庭 |
| 第2次避難場所 | グラウンド |
| 第3次避難場所 | 武蔵野学院大学 |
| 指定避難場所 | 広瀬小学校 |

22 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任をもって、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

| | |
|-----|------------------------------|
| 警察署 | 水富交番 (04-2954-3100) |
| 消防署 | 埼玉県西部消防組合広瀬分署 (04-2953-0554) |

23 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時に関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。(※避難訓練は、基本的に幼稚園と合同で実施します。)

| | |
|-----------|--------------------------|
| 防火管理者 | 森田 朱美 |
| 消防計画届出年月日 | 消防署 平成30年 3月12日 |
| 避難訓練 | 火事、地震(年12回実施予定)、その他の自然災害 |
| 防災設備 | 水、かんぱんなど |

24 虐待防止の為の措置

- (1) 当園は、登園を利用する子供の人権擁護・虐待の防止のために必要な体制を整備し、職員による虐待等の禁止、虐待防止や人権に関する啓発のための職員研修の実施など、児童虐待防止に必要な措置を講じます。
- (2) 職員または養育者による子供への虐待を発見した場合には、児童虐待の防止等に関する法律の定めに従い、狭山市・児童相談所等の適切な機関に通報します。

25 賠償責任保険の加入状況（以下の保険に加入します。）

| | |
|-------|---|
| 保険の種類 | 独立行政法人 日本スポーツ振興センター |
| 保険の内容 | 保育園の管理下で、園児の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が発生した時に、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付）を行う、国・設置者・保護者の三者の負担による相互共済制度 |
| 保険金額 | 270 円（自己負担） |

26 業務の質の評価について

| | |
|--------------|--|
| 小規模保育事業に自己評価 | 実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い年1回、自己評価を実施 公表方法： |
| 外部評価 | 実施方法： 公表方法： |

27 苦情相談窓口（要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。）

| | | | |
|-------------------|--------------|---------|---|
| 受付 相談・苦情 解決 | 担当者 | 森 田 直 子 | 電話 04-2954-2521 |
| | 責任者 | 酒 井 幸 子 | 電話 04-2954-2521 |
| 第三者委員 | 担当者 | 成 瀬 雄 一 | 武蔵野短期大学 教授 電話 04-2954-6131 |
| | 担当者 (責任者) | 野 村 和 | 武蔵野学院大学 副学長 武蔵野短期大学 副学長 学科長 教授 電話 04-2954-6131 |

受付方法：面接、電話、文章などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

28 連携施設

| | |
|---------|---|
| 連携施設の種類 | 幼稚園 |
| 名称 | 武蔵野短期大学附属幼稚園 |
| 所在地 | 埼玉県狭山市上広瀬1110 |
| 連携協力の概要 | <ul style="list-style-type: none">・屋外遊技場の利用に関する連携・園児同士の交流や合同保育に関する連携・人的な連携・行事への参加に関する連携・卒園後の受け皿としての連携 |

29 地域の育児支援について

- ・園庭開放の実施（週3日 10時00分～11時30分）

30 その他保護者に説明すべき事項

※別紙しおり参照

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：武蔵野短期大学附属保育園

所在地：埼玉県狭山市上広瀬1110

説明者職名：管理者（所長）

武蔵野短期大学附属保育園

管理者（所長） 酒井幸子

私は書面に基づいて武蔵野短期大学附属保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

乳幼児氏名： _____

保護者氏名： _____ 印（署名でも可）

保護者住所： _____

乳幼児から見た続柄： _____